

令和7年4月16日

一般社団法人 健康食品産業協議会  
健康食品原材料・製品の製造・品質分科会

## 「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度」 ー健康食品事業者向け対応マニュアル(第4版)ー の公表について

一般社団法人 健康食品産業協議会(会長 橋本正史、以下JAOHFA)は、「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度(以下 PL 制度)\*」、のポイントや対応方法について理解を深め、健康食品事業者として、PL 制度への円滑な対応に役立てていただくことを目的に PL 制度ー健康食品事業者向け対応マニュアル第 4 版ーをホームページに公表しましたのでお知らせいたします。

PL 制度に関して様々な行政資料\*\*が周知されておりますが、健康食品事業者がより具体的な対応を取りやすいように健康食品原材料・製品の製造・品質分科会では、①PL 制度の概要とポイント、②健食業界での対応の仕方、③情報伝達書類の説明、④課題と解決策、を整理して健康食品業者が、PL 制度の理解を深め、担当者の疑問に答えるものとして、これまでに PL 制度の対応マニュアル第 1 版、第 2 版および第 3 版を公開してまいりました。

このたび、2024 年 10 月に公開した同マニュアル第 3 版に対して行政や包装業界団体からいただいたご意見・関連情報を基に PL 制度対応マニュアル第 4 版として改訂しました。第 4 版は、「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の概要とポイント」についてマニュアルのガイダンス資料として追加し、PL 制度や本マニュアルのポイントをわかりやすく説明しておりますので、PL 制度の対策を検討される事業者の皆様のお役に立てるマニュアルとなれば幸いです。

\*「食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度」：食品に接触する全ての器具・容器包装の対象を合成樹脂のみとし、安全性が国により確認され使用できる物質と使用制限をリスト化し、適正な原材料及び製造情報を伝達する制度。

\*\*行政資料：一部掲載

消費者庁ホームページ(食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について)

(2025 年5月 31 日まで)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/appliance/positive\\_list#h2\\_5](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list#h2_5)

(2025 年 6 月 1 日以降)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/appliance/positive\\_list\\_new](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new)